

韓国知的財産ニュース 2022年4月前期

(No. 460)

発行年月日：2022年4月19日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2115027）
- 1-2 発明振興法施行令の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第2022-128号）
- 1-3 特許庁、知的財産権の獲得機会を拡大する！

関係機関の動き

- 2-1 2022年韓国特許庁・銀行圏青年創業財団共同投資誘致説明会、優勝チームはAIRS、CLIKA
- 2-2 韓国特許庁、人工知能等の先端技術を活用した特許行政革新方策を提示する
- 2-3 韓国特許庁、感染症予防物品や融合・複合物品等の分類に対する国際ガイドを作成
- 2-4 KIPRIS ユーザー向けリレー懇談会を開催
- 2-5 知能型ロボット・自動運転・3Dプリンティング分野審査実務の説明会を開催
- 2-6 韓国特許庁・韓国ガス公社、水素コア技術の開発に向け協力！

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 「海外偽造品ゼロ官民協力プログラム」を新規推進

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 メタバース関連 NFT、コンテンツ特許出願前年比それぞれ
5.3 倍、2.8 倍急増

法律、制度関連

1-1 司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2115027）

議案情報システム（2022. 3. 31.）

議案番号：2115027

提案日：2022年3月31日

提案者：チョン・テホ議員外9人

提案理由

先端技術をめぐって米中間の覇権争いが次第に激化している中、自国の技術を保護するための制度的装置を設けるのは、国家産業の発展において不可欠な要素として位置づけられている。

韓国は技術を保護するために「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」等を設けているが、このような制度的保護装置にもかかわらず、企業の営業秘密又は産業技術・国家コア技術は依然として中国等の競争国に流出しているのが現状である。

技術流出犯罪の場合、捜査の初期段階から高度な技術専門性が求められ、特に、国家コア技術をはじめとする産業技術流出事件の場合、大部分が営業秘密の流出と密接に関わっている。

一方、特許庁特別司法警察は現在、技術・法律の専門性を基に営業秘密侵害等に関して捜査業務を遂行しているが、国家コア技術を含む産業技術流出犯罪については職務範囲に含まれておらず、関連事件が発生するときに効率的な捜査が難しい。

そのため、特許庁特別司法警察の職務範囲に「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」上の産業技術の流出及び侵害に関する犯罪を含めようとするものである（案第5条第38号の2及び第6条第35号の2）。

法律第 号

司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部改正法律案

司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部を次のように改正する。

第5条第38号の2中「取得・使用・漏洩及び」を「取得・使用・漏洩、産業技術の流出・侵害及び」に改める。

第6条第35号の2中「取得・使用・漏洩に関する犯罪及び」を「取得・使用・漏洩に関する犯罪、『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第36条第1項から第4項までに規定されている産業技術の流出・侵害に関する犯罪及び」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

1 - 2 発明振興法施行令の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第 2022-128 号）

電子官報（2022. 4. 6.）

特許庁公告第2022-128号

発明振興法施行令の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2022年4月6日

特許庁長

発明振興法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

これまで産業財産権の情報化に関する業務を遂行するために韓国特許情報院を産業財産権の情報化専門機関に指定・運営してきたが、産業財産権の情報化専門機関指定制度を廃止し、韓国特許情報院の設立及び運営に関する法的根拠を設ける内容に「発明振興法」が改正（法律第18816号、2022. 2. 3. 公布、8. 4. 施行）されることに伴い、韓国特許情報院が遂行できる収益事業の範囲等、施行令に委任した内容を規定しようとする。

あわせて、国民権益委員会の制度改善勧告を受け、特許共済事業受託機関の指定及び再指定の取消理由を具体的に定め、行政制裁の加重処分適用の有無を判断する期間の基準を明確にしようとする。

2. 主要内容

- イ. 産業財産権の情報化専門機関制度の廃止に伴う施行令の整備及び韓国特許情報院の収益事業の範囲の規定等（案第8条の3等）
 - 1) 産業財産権の情報化専門機関指定制度が廃止されることに伴って産業財産権の情報化専門機関指定要件の規定を削除する必要がある。
 - 2) 改正法の委任規定に基づいて韓国特許情報院の収益事業の範囲を定め、収益事業を始めるか中止する場合は予め特許庁長に報告する。
 - 3) 韓国特許情報院でない者が韓国特許情報院の名称を不正に使用することを禁止し、このような義務に違反する場合に適用する過料の賦課基準を設ける。
- ロ. 特許共済事業運営の透明性・公正性を高めるために、受託機関の指定及び再指定の取消理由を具体的に明示（案第28条の5新設）
 - 1) 発明振興法施行令に対する国民権益委員会の腐敗影響評価（2019年4月）の結果、特許共済事業受託機関の指定取消理由及び再指定の要件等が曖昧であるため、制度の改善が勧告された。
 - 2) 国民権益委員会の勧告を受け、曖昧に規定されている受託機関の指定及び再指定の取消理由を具体化する内容に施行令を改正しようとする。
- ハ. 過剰行政を防止するために、行政制裁の加重処分適用の有無を判断する期間の基準を具体化（別表11過料の賦課基準第1号ロ目のただし書新設）
 - 1) 国民権益委員会制度改善総括課の行政制裁の加重処分基準明確化方策（国民権益委員会議案番号第2021-95号、2021. 2. 22. 議決）により、行政制裁の加重処分をするときの累積回次適用基準の設定が勧告された。
 - 2) これを受け、発明振興法施行令別表11第1号ロ目のただし書を新設し、加重処分適用の有無について期間を明確に規定しようとする。

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2022年5月16日までに国民参与立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）
- ロ. 姓名（機関・団体の場合は機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路189（屯山洞）政府大田庁舎4棟1806号（〒35208）

電子郵便：jylee601@korea.kr

Fax：(042) 472-3464

4. その他事項

改正案に対する詳細は特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）の「立法予告」を参照するか、特許庁の産業財産政策課（電話（042）481-5154）、Fax（042）472-3464）にお問い合わせください。

1-3 特許庁、知的財産権の獲得機会を拡大する！

韓国特許庁（2022. 4. 13.）

特許分離出願制度の導入等、「2022年に変わる特許法説明会」をオン・オフラインで開催

韓国特許庁は、特許制度を利用する国民の理解を深めるために、「2022年に変わる特許法説明会」を国際知識財産研修院で4月15日金曜日午後2時から実施すると発表した。今回の説明会では、個人や中小企業など、社会的弱者の権利獲得の機会を保障し、誤りを積極的に救済するために今年4月20日から施行される新しい特許制度を紹介する。

まず、特許顧客の権利獲得の機会を保障するために、分離出願制度が新たに導入され、拒絶決定不服審判の請求期間と国内の優先権主張の対象が拡大する一方、共有特許権者が実施している事業への保護が強化される。

- ① 拒絶決定不服審判で拒絶が維持（棄却審決）されても、登録可能な請求項のみを別途に出願する分離出願制度を新たに導入して特許顧客の権利獲得の機会を拡大した。
- ② 拒絶決定不服審判の請求期間を30日から3か月に延ばして審判を十分準備し、不要な期間延長（※）を最小化できるようになった。

※特許拒絶不服審判期間延長の割合（2020年）：32.1%、期間延長費用：1回2万ウォン（5回以上24万ウォン）

- ③ 市場状況に応じて、特許決定後も改良発明を追加し、国内優先権主張を出願できるようにした。
- ④ 多数が共有している特許権（共有特許権）が他人に移転（競売など）される場合、従来に事業を行っている共有特許権者に通常実施権を付与することで事業が中止される弊害を防ぐようにした。

次に、特許の回復要件を緩和し、分割出願の優先権主張を自動で認めるなど、出願人の誤りを積極的に救済する。

- ⑤ 書類提出、手数料納付などの期間経過により特許が消滅した場合、特許の回復要件を「責めに帰することができない理由」から「正当な事由」に緩和することで、新型コロナウイルスで急遽入院し手数料が支払えず、特許が消滅した場合などは、これから救済が可能になった。

- ⑥ 加えて、原出願に優先権主張があれば、分割出願の際にも優先権を自動で認め、優先権主張の漏れ（※）などの誤りによって出願が拒絶されることを防止することができるようになった。

※分割出願の際に優先権主張を漏らした特許出願は年平均 137 件（2016～2020 年の年平均）



一方、説明会は現場講義と YouTube 放送が並行され、説明会当日（4 月 15 日）に特許庁のウェブサイト（kipo.go.kr）を通じて YouTube チャンネルリンクと発表資料が提供される予定である。

特許庁の特許審査企画局長は「今回の説明会は分離出願制度など、特許顧客の利益のために新たに導入されるさまざまな制度が紹介されるだけに、多くの関心と参加を願う」と呼びかけ、「今後も、特許顧客との積極的なコミュニケーションを通じて特許をしっかりと保護する制度を構築していきたい」と述べた。

関係機関の動き

2-1 2022 年韓国特許庁・銀行圏青年創業財団共同投資誘致説明会、優勝チームは AIRS、CLIKA

韓国特許庁（2022. 4. 1.）

人工知能、ヘルスケア、IT6 社の投資検討、特許事業化、入居機会等を提供

韓国特許庁は、銀行圏青年創業財団 D. CAMP と一緒に開催した投資誘致説明会「D. DAYx 特許庁」で AIRS と CLIKA が優勝したと 4 月 1 日金曜日に発表した。

今年で 4 回目となる「D. DAYx 特許庁」は、クリエイティブなアイデアと技術を組み合わせて新しい市場を創出する技術創業企業を発掘し、投資および知的財産（IP）の事業化をサポートするイベントである。これまで 18 の創業企業を発掘し、約 290 億ウォンの後続投資の誘致と知的財産（IP）の事業化を支援した。

今回の投資誘致説明会には、「人工知能 (AI) 技術が適用された骨折手術ロボットを開発」して特許庁長賞を受賞した AIRS と「超小型マシンラーニングプラットフォーム」を披露して D. CAMP 賞を受賞した CLIKA の他に、MOYO、bookIPs、フリッパーコーポレーション、pikurate の 6 社が参加した。

これら 6 社は約 50.7:1 (計 304 社申請) を超える高い競争率の中で最終的に選抜され、人工知能、情報通信 (IT) および健康管理 (ヘルスケア) などの新産業分野の優秀な特許を保有しているか、出願 (準備) 中の創業企業である。

【2022 年 D. DAYx 特許庁参加企業】

企業名 (代表者、創業時期)	技術分野	サービス紹介
AIRS (チョン・サンヒョン、2020. 7. 17.)	ヘルスケア	精密ロボットとナビゲーションシステムが適用された骨折手術ロボット
CLIKA (キム・ナユル、2021. 3. 19.)	AI	エッジおよびエンベデッドデバイス向けの小さくて速い超小型マシンラーニングプラットフォーム
MOYO (アン・ドンゴン、2021. 9. 15.)	IT/SW	格安スマホ料金プランの比較・分析プラットフォーム
bookIPs (ユン・ミソン、2020. 12. 23.)	IP/ライセンス ング	教材の著作権利用取引プラットフォーム (著作権ライセンスのサブスクリプションサービス)
フリッパーコーポレーション (ソク・ジョンウン、2018. 10. 29.)	IT/SW	コーディングなしにモバイルアプリを作ってくれるアプリビルドサービス
Pikurate (ソン・ソクギョ、2019. 9. 3.)	IT/SW	AI 基盤の知識キュレーションサービス

参加企業には、投資検討 (1 社当たり最大 3 億ウォン)、シニア特許事業化パッケージ支援 (最大 4,000 万ウォン)、スタートアップ知的財産利用権 (バウチャー) など、知的財産 (IP) 事業化の機会の他に、D. CAMP と FRONT1 での最大 1 年入居とともに韓国成長金融、技術保証基金などが支援する成長段階別金融、コンサルティング、教育、海外進出等の機会が与えられる。

特許庁の特許事業化担当官は「デジタル経済の主役はイノベーションと知的財産を保有する優秀な技術創業企業」とし、「優秀な技術創業企業がイノベーション企業として成長していけるよう、さまざまな官民主体との協力を強化していきたい」と述べた。

2-2 韓国特許庁、人工知能等の先端技術を活用した特許行政革新方策を提示する

韓国特許庁 (2022. 4. 6.)

韓国特許庁長、WIPO の特別招聘で「先端技術と知的財産の政策対話」に参加

韓国特許庁は4月5日火曜日午後7時、世界知的所有権機関 (WIPO) が開催した「先端技術と知的財産の政策対話」に非対面で参加し、特別招聘を受けた6か国の特許庁長 (※) と共に「人工知能等の先端技術と知的財産の行政」をテーマに討論を行った。デジタル化や人工知能のような先端技術の出現によって従来の知的財産システムに対するイノベーションが必要な状況の中、韓国特許庁は、人工知能等の先端技術の争点に先行的かつ未来志向的に対処し、デジタル時代の新たな国際規範作りを主導したことから、今回の政策対話に特別招聘された。

※ (アジア) 韓国、シンガポール (オセアニア) 豪州 (欧州) スロバキア (南米) チリ (アフリカ) モロッコ

「先端技術と知的財産の政策対話」は、3つの質問 (※) に対して特別招聘された6か国の特許庁長がさまざまな見解を述べる方法で進められた。

※①デジタル化および先端技術が知的財産に及ぼす影響、②知的財産官庁の先端技術の受け入れおよび変化、③優れたアイデアを有する若者に向けた知的財産官庁の支援策

韓国特許庁長は、デジタル社会へと急激にシフトしている過程で従来の知的財産制度では保護が困難な場合が発生し得ることから、それに対する対応が必要であることを明らかにした。また、特許に対する迅速かつ正確な審査および世界の知的財産システムからの調和要求に応えるための特許行政のイノベーション案を提示し、韓国特許庁の人工知能活用経験とノウハウを共有して、討論を共にした他国の特許庁長はもちろん、政策対話に参加した世界各国の知的財産専門家から共感と支持を得た。

一方、特許庁は経済・産業全般のデジタルトランスフォーメーションに能動的に対応する知的財産システムを作っていくために、未来ビジョン「デジタル知的財産 (IP) イノベーション戦略」を立てて2021年初めに発表した。また、先進5か国特許庁協議体 (IP5) 内に新技術・人工知能 (NET・AI (※)) 専任組織 (TF) を発足させ、ここ2年間主導的に運営した結果、人工知能 (AI) 発明に対する特許審査制度の統一性の向上と適切な保護を提

供するための「新技術・人工知能（NET・AI）協力ロードマップ」を作成した（2021年6月）。さらに、昨年末、世界知的所有権機関（WIPO）と共同で「人工知能と知的財産の教育課程」を運営するなど、先端技術と関連して国際機関との協力を強化してきた。

※韓国・米国・日本・中国・欧州の特許庁の新技術（New Emerging Technology）・人工知能関連課題協議体

特許庁長は「韓国特許庁が提示した特許行政イノベーション案に対する世界知的所有権機関（WIPO）の加盟国と知的財産権専門家からの関心と共感を通じて、これまで先端技術およびデジタル化に先手を打って取り組んできた努力にやりがいを感じることができた」とし、「今後、NFTのような新技術が知的財産権で保護されるよう国際的議論を主導し、発明家と実業家に向けた特許行政のイノベーションを続けていきたい」と強調した。

2-3 韓国特許庁、感染症予防物品や融合・複合物品等の分類に対する国際ガイドを作成

韓国特許庁（2022.4.13.）

国際デザイン分類、2023年からこのように変わります！

韓国特許庁は4月13日、パンデミックにより感染症予防物品のデザイン出願が増加するに伴って、国際標準分類に感染症対策関連物品を大量に追加し、分類基準が不明確であった融合・複合物品に対する国際分類ガイドも作成したと発表した。

世界知的所有権機関（WIPO）は第15次ロカルノ国際分類専門家会議（※）を開催し、韓国をはじめ米国、中国、フランスなど33か国が参加した。物品の名称および分類記号の変更、追加、削除など、産業デザイン物品の名称および分類の国際標準を定め、近年のデザイン産業環境を反映してロカルノ分類の合理的基準を設けた。

※ロカルノ国際分類専門家会議：産業デザイン物品分類の国際的基準を設けるために、ロカルノ協定加盟国の分類専門家が参加してロカルノ分類の改定事項を決定

【参考】ロカルノ分類（LOC、Locarno Classification）

産業デザイン物品を用途および機能、形態別に一定の体系によって分類したもので、計32個類（Class）で構成されており、出願されたデザインと類似の先行デザインを探す特許庁の審査段階で、先行デザインの検索範囲を設定し、デザインが類似しているかどうかを判断するための基礎となる。韓国は2014年から公式の分類に指定して使用している。

第15次会議で設けられた基準は、ロカルノ協定の全加盟国（60か国）を対象に投票を実施して最終確定し、投票結果を受けて物品の名称の追加・変更・削除190個、類（Class）および群（Subclass）の移動58個等がロカルノ分類に反映される。これまで韓国国内の分類基準を参考に02類に分類されてきた「飛沫遮断マスク」が29類に新しく追加されることに伴って「黄砂マスク」等02類に該当する衛生目的のマスクも29類に変更される。09類に「口紅チューブ[包装容器]」の名称を追加し、口紅が包装容器（09類）と固形化粧品（28類）に分離されることに伴って「マニキュア瓶」など化粧品包装容器関連の国内告示名称を09類に移動する。また、ロボットやスマート物品などを主目的に応じて分類するなど、融合・複合物品に対する国際分類ガイドを作り、加盟国間の分類の統一性を高める。

一方、投票結果が反映されたロカルノ分類第14版は2023年1月1日に公式に施行され、韓国など、ロカルノ協定の多数の加盟国で公式施行日以後の出願件から適用される予定である。また、ロカルノ分類第14版を反映した「物品類別物品リスト」は2023年1月1日以降、特許庁のウェブサイト（www.kipo.go.kr）で確認できる。

特許庁の商標デザイン審査局長は「変更される国際標準により、国際出願を準備している個人や企業はデザイン戦略の樹立に万全を期す必要があると見られる」とし、「特許庁も未来のコメを発掘するために、新技術・国内特化事業関連物品等を専門家会議の案件として提案するなど、韓国企業の海外進出の基盤を積極的に構築していきたい」と述べた。

2-4 KIPRIS ユーザー向けリレー懇談会を開催

韓国特許庁（2022.4.14.）

特許情報の利用を活性化させる情報共有の場を設ける

韓国特許庁は、知的財産データの利用を活性化させるために、「2022年特許情報活用サービス（KIPRIS Plus）ユーザーリレー懇談会」を4月15日金曜日午後3時にソウルで開催すると発表した。今回の懇談会はリレー方式で行われる。4月15日金曜日、4月22日金曜日、5月3日火曜日の計3回にわたって開催され、創業企業から公共機関に至るまで多様なユーザーの意見が集まる予定である。

【2022年特許情報活用サービス（KIPRIS Plus）ユーザーリレー懇談会の日程（案）】

- 1次（4月15日金曜日）：創業企業対象（ソウル）
- 2次（4月22日金曜日）：公共・金融機関対象（特許庁ソウル事務所）
- 3次（5月3日火曜日）：大学・研究所対象（特許庁ソウル事務所）

特に、各対象別に特許データの活用事例を共有し、政府支援に対する改善事項を発掘することで、知的財産情報の活用を促すための方策を議論する。

特許情報活用サービス（KIPRIS Plus）は、2012年から国内外の特許・商標・デザイン等に関するデータをOpen API（※）、オンラインダウンロード、保存データの発送などの方式で誰でも利用できるよう提供している。金融ビッグデータ人工知能（AI）分析ソリューション企業であるAntockの場合、特許情報活用サービス（KIPRIS Plus）が提供する多様な特許データや企業の財務データ、メディア報道などのデータを融合して持続可能な経営（ESG）基盤の企業を発掘し、企業の事業・技術・組織・認証・投資などの幅広い領域の分析資料をさまざまな公共・金融機関に提供している。

※Open API（Application Programming Interface）：ユーザーとデータベースの接続ソフトウェアで、データベースに随時接続して必要なデータを提供してもらえる。

【参考】特許データの活用

特許データは定型化した様式で、技術アイデアが具体化した情報の結晶体として当該技術分野の研究・産業・市場の動向を把握できる。また、人工知能技術などを通じて金融・文化・通商などさまざまな分野と融合し、未来予測や懸案解決に活用することもできる。

一方、特許庁は知的財産データ活用創業を奨励するために、予備創業者および創業企業を対象に「知的財産情報活用創業コンテスト」、「データ無償支援」、「創業コンサルティング」、「海外広報支援」などを運営している。

特許庁の情報顧客支援局長は「今回の懇談会を通じて産業・経済的価値の高い知的財産データを企業成長と創業に活用できる良い意見がたくさん提案されることを願う」とし、「集まった意見は知的財産基盤産業の発展に向けた政策として実現されるよう積極的に努力する」と述べた。

2-5 知能型ロボット・自動運転・3Dプリンティング分野審査実務の説明会を開催

韓国特許庁（2022.4.14.）

デジタル新産業分野の特許審査実務、このように変わります！

韓国特許庁は「デジタル新産業分野特許審査実務の説明会」を韓国知識財産協会・大韓弁理士会と共同で4月18日月曜日午後2時および4月19日火曜日午後2時に非対面オンライン方式で開催すると発表した。特許庁は、新しく浮上しているデジタル新産業分野の新技术開発を支援するために、産業界と協力して人工知能などの融合・複合技術分野の特

許審査基準を新たに設けている。昨年人工知能、モノのインターネット、生命工学分野の審査実務ガイドを制定したのに続いて、今年には知能型ロボット、自動運転、3D プリンティング分野の審査実務ガイドを新しく設けた。

今回の説明会では、新たに制定された知能型ロボット・自動運転・3D プリンティング技術分野の特許明細書の作成方法、特許付与基準を具体的な審査事例を通じて紹介する予定である。「知能型ロボット分野」では、人工知能技術が結合したロボット関連出願が増えており、人工知能技術に対する明細書の記載方法と人工知能を活用したロボットの性能改善に対する進歩性の判断基準を説明する計画である。「自動運転分野」では、自動運転および先進運転支援システム(※)の技術発展段階別明細書の記載方法と法規違反や倫理的選択などの自動運転関連特許が得られない発明事例を紹介する。「3D プリンティング分野」では、プリンティング造形方式の違いと先行技術の結合容易性を踏まえた進歩性判断の手続きおよび審査事例を説明する。

※先進運転支援システム (ADAS : Advanced Driver Assistance System)

特許庁の融複合技術審査局長は「人工知能などの融合・複合技術分野はデジタル新産業のコアであり、当該分野の新技术の開発を後押しするためには、最新技術の流れと現場の声を適時に審査実務に反映することが重要だ」と強調し、「最新技術と現場の声を反映した特許審査実務の運営を通じて韓国企業が新技术の特許を確保し、デジタル新産業分野の未来成長エンジンを備える上で役立ちたい」と述べた。

一方、説明会への参加申し込みの案内は、韓国知識財産協会の電子メールサービスおよび大韓弁理士会のウェブサイト (kpaas.or.kr) から確認することができ、特許庁への問い合わせ (park_geum_ok@korea.kr) も可能である。

2-6 韓国特許庁・韓国ガス公社、水素コア技術の開発に向け協力！

韓国特許庁 (2022. 4. 15.)

多様な知的財産の情報交流を通じて知的財産紛争予防等を支援

韓国特許庁と韓国ガス公社は、4月14日木曜日午後4時に韓国ガス公社スマートワークセンターで水素サプライチェーンコア技術の研究開発に協力するため、業務提携を結んだ。今回の業務提携を通じて、水素の貯蔵・運送に関わるコア技術の確保に向けた研究開発を加速化し、韓国が水素社会へ安定的に突入する上で大きく貢献する予定である。

主な内容は、今後の水素社会の高度化に伴う水素の需要増加に備え、水素液化工程の技術開発（※）、天然ガスの配管による水素混入技術の実証（※※）、液化水素貯蔵タンクの技術開発など、大量の水素を効率的かつ経済的に貯蔵・運送するコア技術の開発に関するものである。

※水素液化工程：気体の水素を氷点下 253 度まで冷却させて液化させる高難度技術で、体積を 1/800 に減らして運送の効率が高く、爆発リスクが低いため安全な貯蔵運送ができる

※※水素混入技術：既存の天然ガス（LNG）の配管に水素を適量混合して供給する技術で、新しい水素専用配管の構築が要らないためコストが画期的に削減されるが、安定性を確保するために水素脆化による腐食割れなど、技術的問題の解決が必要である

特許庁は最新特許技術動向の分析情報、開発技術保護戦略、特許価値評価方法などのさまざまな情報を提供し、独自技術の確保に向けた研究開発（R&D）の方向性樹立および知的財産紛争予防を支援することになる。国の水素流通を担っている韓国ガス公社は、これを現場に適用して国家水素サプライチェーン構築の効率を最大化できると期待される。このような協力の過程で、特許庁の審査官は水素の貯蔵・運送分野の最新の現場技術に接し、現場中心のコミュニケーション型審査システムを構築して特許審査の品質向上にも貢献すると予想される。

特許庁の機械金属技術審査局長は「水素産業の強い競争力を確保するためには、効率的な国家水素サプライチェーンの構築が急がれる」と強調し、「今回の提携を通じて水素サプライチェーン関連のコア技術を創出し内在化することで、これから韓国がグローバル水素産業をリードしていくきっかけになるだろう」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 「海外偽造品ゼロ官民協力プログラム」を新規推進

韓国特許庁（2022.4.4.）

韓国特許庁、官民共同で偽造品流通の遮断に乗り出す！

偽造品の実態調査、行政・刑事取締り、民事・刑事訴訟等を連携支援

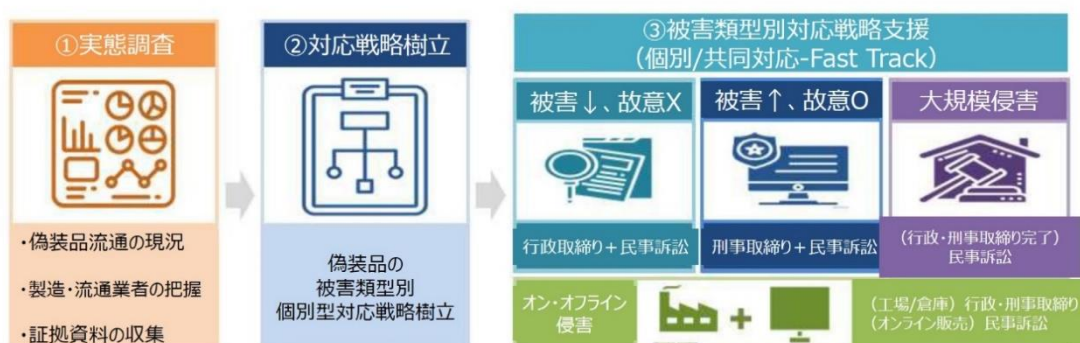
- ・最近、韓国企業の技術競争力の向上と韓流の普及に伴って海外で K ブランドに対する偽造品が増え、韓国企業が売上減少、雇用損失、ブランドのイメージダウン等の被害を受けている。

- ・海外偽造品を根絶するためには、偽造品の実態調査、行政・刑事取締り、民事・刑事訴訟等を通じて継続的に対応していくのが重要であるが、被害を受けた企業が独自に対応するには限界がある。

韓国特許庁は海外でのKブランド偽造品を根絶するために、「海外偽造品ゼロ官民協力プログラム」に参加する業種別協会・団体を4月4日から募集すると発表した。

特許庁は偽造品被害企業に対する海外偽造品の実態調査を最大5年間持続的に支援する。これにより、被害を受けた企業は国別に自社のオンライン・オフライン上の偽造品の流通状況や製造・流通業者等を把握し、証拠も確保できる。また、偽造品被害企業はこのような偽造品の実態調査の結果を踏まえて状況に応じた個別型対応戦略を適時に提供され、行政・刑事取締りだけでなく、民事・刑事訴訟などの強力な対応措置を取ることができる。

【海外偽造品ゼロ官民協力プログラム(案)】



特許庁の産業財産保護協力局長は「Kブランド偽造品は韓国企業の売上減少、韓国製造業の雇用損失など、国の経済に悪影響を及ぼすため、韓国企業の偽造品への対応を積極的に支援していきたい」と述べた。

一方、「海外偽造品ゼロ官民協力プログラム」への参加を希望する業種別協会・団体および企業は、特許庁と韓国知識財産保護院に問い合わせることができる。支援事業の詳細は4月4日月曜日から特許庁のウェブサイト (www.kipo.go.kr) および韓国知識財産保護院のウェブサイト (www.koipa.re.kr) で確認できる。

デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 メタバース関連 NFT、コンテンツ特許出願前年比それぞれ 5.3 倍、2.8 倍急増

韓国特許庁 (2022. 4. 4.)

メタバース市場の成長に伴って NFT・コンテンツの特許が浮上する！

新型コロナウイルス感染症拡大以降、非対面デジタル社会が本格化し、未来のコメとしてメタバースが注目されている中、メタバース (※) に係る NFT (※※) およびコンテンツの特許出願が大幅に増加したことがわかった。

※メタバースは、超越と現実世界を意味するメタ (meta) とユニバース (universe) の造語で、NFT (Non-Fungible Token)、コンテンツ、ディスプレイおよびオペレーティングシステムが融合して社会、経済、文化などの活動が行われる 3 次元仮想世界である。

※※NFT は、メタバースの資産を保存するための手段として、デジタルファイルの所有記録および取引記録をブロックチェーンに永久的に保存し、デジタルファイルの資産化をサポートする技術である。

韓国特許庁によると、メタバース関連特許は最近 10 年間 (2012 年～2021 年) 年平均 24% に増加し、特に 2021 年には 1,828 件が出願され、前年比約 2 倍増加した。デジタル資産の管理、認証、セキュリティなどに向けた NFT 関連特許は 2017 年から本格的に出願が始まり、最近 5 年間 (2017 年～2021 年) 年平均 143% 増加し、2021 年には前年比 5.3 倍以上急増した。また、芸能、学習、ショッピング、ファッション、健康、ゲームなどのメタバースコンテンツ関連出願は 2017 年から 2021 年まで年平均 37% の高い増加率を示し、2021 年には 2020 年より 2.8 倍以上急増した。これは、世界の主流文化に成長したポピュラー音楽、ドラマ、ゲームなどのような K コンテンツがメタバースコンテンツに拡張し、その成果に対するデジタル資産化の悩みが特許申請につながったものと見られる。

技術分野別に見ると (2012 年～2021 年)、仮想世界を構築するためのオペレーティングシステムが 3,221 件と全出願量の 47% に上り、コンテンツは 2,292 件 (33%)、ディスプレイは 961 件 (14%)、NFT は 397 件 (6%) がそれぞれ出願された。NFT とコンテンツだけでなく、オペレーティングシステムをサービスするネットワークおよび人工知能アバター技術の出願は 16.2%、そして没入感と感覚の相互作用を高めるディスプレイ技術も 15.2% の伸びを示した。これは、仮想空間を通じて提供されるサービス脚本 (シナリオ)、すなわちビジネスモデルとそれを支えるためのハードウェアやソフトウェアの開発によってもメタバースの進化が進んでいることを意味する。

出願人別には（2012年～2021年）、内国人が6,460件（94%）を出願し、外国人出願411件（6%）に比べてはるかに高い割合を占めた。外国人の出願は2019年から減少しているのに対して内国人の出願は年平均53.7%に増加し、韓国企業がメタバース技術を先取りしてデジタル経済時代に戦略的に備えていることを見せている。また、サムスン電子（262件）、韓国電子通信研究院（132件）、LG電子（66件）等が多出願順位に入り、情報通信技術に強みを持つ企業と研究機関が特許権の確保に積極的に乗り出していることがわかった。

一方、特許庁はNFTが知的財産全般に及ぼす影響を分析し、多様な争点を見出すために「NFT・知的財産（IP）専門家協議体」を今年1月に発足させて制度の改善事項、特許の行政活用方策などを深く検討している。

特許庁の生活用品審査課審査官は「デジタルコンテンツの多角化とNFTで取引される資産価値の上昇は、これらを基盤とするメタバース市場の急激な成長を導くだろう」とし、「韓国企業がメタバースエコシステムの強者として位置づけられるためには、メタバースプラットフォームの完成度と品質を保證できる特許技術の保護と権利化に能動的に対応しなければならない」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記のURLにアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているWebサイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム